

日本学校教育相談学会

THE JAPANESE ASSOCIATION OF SCHOOL COUNSELING AND GUIDANCE

栃木支部会報 2007.09.01

NO.7

○平成19年度日本学校教育相談学会栃木支部総会

○記念講演 演題 「教育相談の心」

中村 孝太郎先生(日本学校教育相談学会副会長)

○日本学校教育相談学会栃木支部会則

○栃木県支部理事紹介

伊澤 裕先生(宇都宮市教育センター指導主事)

○栃木支部からのお知らせ

○栃木支部事業計画

○ 平成19年度日本学校教育相談学会栃木支部総会

平成19年6月2日(土)に教育会館5階小ホールにおいて平成19年度日本学校教育相談学会栃木支部の総会と記念講演が行なわれました。

総会議事

- (1) 平成18年度事業報告
- (2) 平成18年度決算報告
- (3) 「会計監査」報告
- (4) 平成19年度事業計画案審議
- (5) 平成19年度予算案審議
- (6) 支部会則(案)審議
- (7) その他



栃木支部役員

支部理事長 丸山 隆

理事

日野 宜千、金子 賢
小川 正人、伊澤 裕
川俣 幸雄、毎澤 典子
池田 清恵、柴 一弥
藤浪 直紀、原田 浩司

会計監査 笠原 光雄、斉藤 誠一郎

日本学校教育相談学会栃木支部会則(案)が事務局から提示され平成19年度の総会を通じ承認されました。
(日本学校教育相談学会栃木支部会則はP3に掲載)

○ 記念講演

演題 「教育相談の心」(教育相談の心を実現するために)

講師 中村 孝太郎先生

栃木支部では、記念講演において著名な先生方に「教育相談の心」というテーマでご講演いただいています。これは、実際に学校で教育相談に携わる先生、養護の先生や保健室の先生方に教育相談や学校カウンセリングの基本的な考え方を熟知してもらうことと現場である学校との整合性を高め、先生方がより有効な援助・支援を行うのに少しでも役に立てばと考えているからです。今年の記念講演は、日本学校教育相談学会副会長の中村孝太郎先生をお招きし、「教育相談の心を実現するために」というテーマで先生のお話をお話いただきました。

先生は、「教育相談や学校カウンセリングは、学校の生徒や先生がいなければ成り立たないものであり、学校の中で行われるものなので個人プレーではいけない。」と話され講演が始まりました。講演の内容は、①生き方教育としての学校教育、②生き方教育につながる教育活動の展開、③日本学校教育相談学会が促している学校教育相談のあり方、④生き方教育(キャリア教育)につながる学校教育相談、⑤カウンセリング・マインドとカウンセリング技法という5本の柱を持った講演でした。



①生き方教育としての学校教育では、学校教育の制度的な問題や心は、掛け声やスローガン、文章通達では育たない事、一般教諭も全人教育としての教育課程を忘れかけているか、軽視しているなど、我々(先生)が、日頃の忙しさに忘れかけていた基本を思い出させてくださる内容でした。

②生き方教育につながる教育活動の展開では、「資料や自分が指導したい内容、自分が使いたい方法を優先し、後からねらいを決めるのは公教育の意図に反する」などの教育相談や学校カウンセリングに携わる者が陥りやすい点を指摘してくれました。

③日本学校教育相談学会が促している学校教育相談のあり方では、学校教育相談は教育活動の一環と捉え、すべての学級の経営や生徒指導も授業の中でも活用する事や学習指導法改善のためにカウンセリング手法を活用する事などを話された。

④生き方教育(キャリア教育)につながる学校教育相談では、新たに指導計画を作るのではなく既存の生徒指導計画、道徳教育、特別活動の指導計画などを意図的体系的に含めていく事を話され、日本学校教育相談学会の立場からは、治療的・問題解決的援助だけでなく、予防的開発的な機能を十分に発揮する事が必要である事を付け加えた。

⑤カウンセリング・マインドとカウンセリング技法では、「名人芸ではないカウンセリング・マインド」「専門性とカウンセラーに相応しい人柄を持つこと」を話された。



中村先生のお話の内容はボリュームがあり、かつ、辛口な切り口でした。しかし、毎日学校という現場で、教育相談や学校カウンセリングを行っていく者にとって、忘れたり、軽視してはならない基本であったことは間違いなく、厳しい口調の中にも「基本を忘れずに頑張ってください」という気持ちが伝わってきた講演でした。私ももう一度、基本を思い起こして日々の学校での活動を再確認してみようと思いました。このように考えさせられた受講者は多いのではないかと思います。この講演でした。

(藤浪直紀 記)

○ 日本学校教育相談学会栃木支部会則

(総則)

第1条 この会則は、日本学校教育相談学会の会則に則り、日本学校教育相談学会栃木支部について定めたものである。

第2条

本会は日本学校教育相談学会栃木支部と称する。
事務局を栃木県教育研究所に置く。

(目的及び事業)

第3条

本会は、学会会則第3条に則り、研究・研修を通して、会員相互の資質の向上と、栃木の学校教育相談の充実、発展に寄与することを目的とする。

第4条

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 日本学校教育相談学会の事業への参加
- 2 研究大会の開催
- 3 研究・研修事業の開催
- 4 研究紀要およびニューズレターの発行
- 5 その他本会の目的を達成するため、必要とされる事業

(会員)

第5条

会員は以下の正会員と準会員からなる。

- 1 正会員
正会員は学会会則第6条に準ずる。
- 2 準会員（支部会員）
本支部会の主旨に賛同し理事会で承認された者、年会費は3000円とする

(役員)

第6条

本会の事業を運営するため次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 事務局長 | 1名 |
| 3 理事 | 若干名 |
| 4 会計監査 | 2名 |

第7条

理事は理事会を構成し、支部長は本会を代表する。支部長の選任は理事会で候補者を決め、総会の承認を得る。

第8条 事務局長は本会の会務の執行を助ける。事務局長の選任は支部長が指名し、総会の承認を得る。

第9条 理事は支部長を補佐し、本会の運営にあたる。理事の選任は理事会で候補者を決め、総会の承認を得る。

第10条 学会会則第11条に則り、理事の中から学会本部理事若干名を選出する。学会本部理事の選任は、理事会で候補者を決め総会の承認を得る。

第11条 会計監査は、本会の会計を監査する。会計監査の選任は理事会で候補者を決め総会の承認を得る。

第12条 役員の任期は2か年とする。但し再任を妨げない。

(専門委員会)

第13条 本会の目的を達成するために、次の専門委員会を置く。専門委員会の委員は支部長が選任し理事会の承認を得る。

専門委員会の委員は、理事をもってあてることができる。

なお、必要に応じ理事会の議を経て、他の専門委員会を置くことができる。

・ 広報委員会

研究紀要およびニューズレターの発行、及び必要な資料の刊行

(会議)

第14条 本会の組織と運営の最終の決定は、総会の議決による。総会は年1回開催し支部長が招集する。

第15条 理事会は支部長の招集により開催する。

(会計)

第16条 本会運営の経費は、学会会則第18、19、20条により納入された会費から、支部運営費として還元されたもの、その他をもって充当する。

第17条 本会の決算報告、予算案は総会の承認を得なければならない。

附則

本会則は平成19年6月2日より施行する。

○ 栃木県支部理事紹介

宇都宮市教育センター指導主事 伊澤 裕 先生

我々は、関西のH市教委の生徒指導担当Y先生を始め、数人の先導者に連れられて、N中学校に入った。「あっ、グッさんだ！」とY先生を見かけた中学1年の生徒たちが、親しみを込めて叫んだ。「グッさん」とY先生は、昨年度までN中学校に勤務していた教師である。その生徒たちは、昨年度は、N小学校に在籍し、Y先生とは入れ違いだったはずだ。

先日、不登校対策の先進地で、ここ数年で不登校児童生徒数を大きく減少させた関西方面の教育委員会と小・中学校を視察研修する機会があった。不登校の未然防止のために、特に中一ギャップ解消のためにどう対応していくかという視点での研修であった。担当者の話をきいたり、学校の様子を見たりする中、私自身、まるで、カルチャーショックを受けたような気分だった。

ここでは、不登校の未然防止のために、多くの対策を講じていたが、一番強く感銘を覚えたのは、風通しのよさである。1中学校区内に、幼稚園1園、小学校3校あるが、幼稚園・小学校・中学校の管理職、生徒指導や教育相談担当等関係する先生方が、月1回のペースで情報交換の場を持っていた。1中学校区が、小中一貫校のように機能し、それぞれの先生方が、お互いの校種をよく理解し、同じ学校の同僚のような関係になっているのである。その上で、中学校の先生が小学校で、小学校の先生が中学校で年に何回か授業をし、先生同士、先生と子どもたちが仲良くなっている。冒頭のY先生は、昨年度N中学校区の子ども支援コーディネーターになり、何度も小学校に足を運び、人間関係をつくっていったのである。そして、小学校や中学校の入学前に、不登校になりそうな子どもたちについて実質的に共通理解を図り、入学後も早期に対応をして効果をあげていたのだ。もちろん、その他にも様々な対策や細かな配慮を講じているが・・・。

学校教育相談にとって、カウンセリングの諸理論、諸技法も、当然大切ではある。しかし、それと同様に、不登校問題に関しては、不登校をなくすという情熱と1中学校区内の幼稚園・小学校・中学校の生徒指導や教育相談担当の先生方が、定期的に顔を合わせ、同じ歩調で歩み、風通しをよくすること、そして、それを取りまとめるコーディネーターの存在の重要性について学んだ。

○ 栃木支部からのお知らせ

①「第15回、第16回支部研究発表」のお知らせ

8月20日締め切りの支部研究発表大会に4人の事例発表の申し込みがありました。10月6日(土)、27日(土)の両日、栃木県教育会館、2階の小会議室において開催されます。コメンテーターには毎澤典子先生をお迎えし、研究に対するアドバイスや事例に対する援助のヒントが頂けると思います。どうぞ、皆さんの参加をお待ちしております。

〈研究発表者〉

影山 憲一さん (足利市立小俣小学校)

松本 直美さん (下野市立吉田西小学校)

久保田弘子さん (足利市立三重小学校)

坂本恵美子さん (作新学院高等学校情報科学部)

※ 記載の順番は受付順です。

②日本学校教育相談学会栃木支部会則

今年度、栃木支部の会則が作成され、総会で承認されました。この会報とともに会員の皆様に配布いたしますので、ご一読ください。栃木支部関連の講座や研修の際に感想や記事の原稿の依頼をすることがあるとおもいますので、そのときにはよろしくご協力のほどお願いいたします。

日本学校教育相談学会栃木支部

〒320-0066 宇都宮市駒生 1-1-6 教育会館内

栃木県教育研究所相談部 日本学校教育相談学会事務局宛

TEL・FAX 028-627-5682

(発行責任者 丸山 隆 / 広報担当者 藤浪 直紀)

平成19年度日本学校教育相談学会栃木支部事業計画

開催期日	事業名	会場	備考
6月2日(土) 13:00～	【第16回総会および記念講演】 講演「教育相談のこころ」 講師 中村 孝太郎先生	栃木県教育会館 5F 小ホール	日本学校教育相談 学会副会長
7月27日(土) 28日(日) 29日(月)	【日本学校教育相談学会第19回総会・研究大会】 記念講演「いのちことば—今、子どもの発達に必要なこと」 講師 田中 信生先生	山形テルサ (山形駅西口)	米沢興讓教会牧師
10月6日(土) 13:30～16:00	【支部研究発表】 「第15回支部研究発表」 コメンテーター 毎澤 典子先生	栃木県教育会館 2F 小会議室	栃木カウンセリングセンター
10月27日(土) 13:30～16:00	【支部研究発表】 「第16回支部研究発表」 コメンテーター 毎澤 典子先生	栃木県教育会館 2F 小会議室	栃木カウンセリングセンター
12月1日(土) 13:30～16:00	【カウンセリング特別講座・合同研修会】 講演「アドラー心理学」 講師 和井田 節子先生	栃木県教育会館 5F 小ホール	東京学芸大学講師
12月22日(土) 23日(日) 24日(月)	【学会研修プログラムによる基礎研修】 「学校教育相談概論」他 講師 日野宜千先生、丸山隆先生、金子賢先生他	コンセーレ	
1月 日() ～日()	【日本学校教育相談学会・中央研修会】 未定		
2月2日(土) 13:30～16:00	【精神医学特別講座】 講演「思春期の精神病理」 講師 比賀 千嘉先生	栃木県教育会館 小ホール	比賀メンタル クリニック所長
2月23日(土) 13:30～16:00	【発達障害特別講座】 講演「発達障害児への対応」 講師 服部 美佳子先生	栃木県教育会館 中会議室	作新学院大学 作新学院大学大学院

日本学校教育相談学会栃木支部協賛研修会

開催期日	事業名	会場	備考
8月4日(土)～ 6日(月)	【箱庭療法研修会】 講師 村山 實先生、相馬 誠一先生 小山 章子先生 野田 暢子先生	ホテルたかはら	栃木県箱庭療法 研修会主催
8月10日(金) 11日(土) 12日(日)	【カウンセリング学会合同研修会】 第64回カウンセリング研修会(栃木大会)	ホテル ニュー岡部	
11月 日(日)	【心の会議】 未定	作新学院大学	